

◎がん検診等については、従来どおり本宮市が実施します

下記のがん検診等の受診を希望される方は、市の総合検診（集団検診または個別検診）を受診してください。

- ・結核・肺がん検診（65歳以上）
- ・肺がん検診（40歳～64歳）
- ・胃がん検診（30歳以上）
- ・大腸がん検診（30歳以上）
- ・前立腺がん検診（50歳以上男性）
- ・肝炎ウィルス検査（40歳）

ご注意

集団検診で、がん検診等の受診を希望される方は、5月28日～6月19日に行われる市の総合検診時に受診してください。国保以外の方を対象とした特定健康診査の集団検診（10月27日・28日実施）では、がん検診は行いません。

※口腔健康診査（40・50・60・70歳）は、7月7日、8日、9日に実施します。

ここが疑問！? 健診Q&A

Q1 特定健康診査とは、どんな健診ですか？

A1 運動不足や食生活の変化などから、生活習慣病である心臓病・脳卒中・糖尿病などによる病気の発症・死亡が増えています。生活習慣病の発症には、内臓脂肪がたまりすぎた内臓脂肪型肥満と、そこから派生するメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が関係していることが多く、その点に着目した健診が行われるようになりました。腹囲の測定やLDL（悪玉）コレステロール検査など新たな検査項目が加わり、その結果をもとに生活習慣病予防に必要な情報提供や個別支援（特定保健指導）を行うことを目的としています。

Q2 特定健康診査が医療保険者に義務付けられると、どうなりますか？

A2 本宮市国民健康保険以外の方でこれまで市の健診を受診していた方は、今度は加入している医療保険者から届く特定健診の案内により受診することになります。

Q3 私は、55歳の専業主婦です。今まで、市の検診会場で総合検診を受けていましたが、今後はどうなりますか？医療保険は、夫の保険に加入しています。

A3 ご主人が加入する医療保険者が行う特定健診の対象となります、くわしくは、ご主人の加入する医療保険者にお問い合わせください。（がん検診は、医療保険の種類に関係なく、市の検診会場で受けられます。）

Q4 特定保健指導では、どのようなことが行われますか？

A4 医療保険者が特定健診の結果から、メタボリックシンドロームの該当者およびその可能性の高い方（予備群）を選び、専門家（医師、保健師、管理栄養士など）による一人一人の生活に合った生活習慣改善のためのサポートが行われます。

Q5 生活機能検査とは何ですか？

A5 満65歳以上の方を対象に実施した「生活機能アンケート」の調査結果で、生活機能に低下の心配のある方を対象に生活機能検査を実施するものです。これは、満65歳以上の方が生活機能の維持・向上を図り、これからも自分らしい生活をしていただけるように支援することを目的としています。

Q6 生活機能検査を受けた後は、どうなりますか？

A6 検査の結果で介護予防教室の参加が必要とされた方には、市からご連絡をいたします。その後、地域包括支援センターまたは、市から各種予防教室の利用について相談をしながらすすめていきます。

問い合わせ先 ・国保に加入している方 市民課 国保年金係（☎内線125）
 ・国保以外の方 各医療保険者にお問い合わせください。



これまで、市が実施してきた総合検診の中の「基本健康診査」は、皆さんが加入している医療保険の種類にかかわらず、受診を希望する方を対象に実施してきましたが、平成20年度からは、制度改正により、年齢や医療保険の種類によって、次のとおり、健診の種類と受診方法が変更になります。

対象年齢と健診の種類

30歳から39歳までの方 → 一般健康診査

従来どおり、加入している医療保険の種類に関わらず、検診を希望する方を対象に実施します。

【受診方法】

市の総合検診（集団検診）を受診するか、市と契約する医療機関で受診（個別検診）してください。なお、市が3月に実施しました「各種検診意向」の調査で、市の集団検診を受診すると回答した方には、5月上旬に「受診録」をお配りします。（申し込みをされなかった方も受診できますので、保健福祉課へお問い合わせください。）

「個別検診」受診を希望された方には、「受診録」を後日お配りします。

40歳から74歳までの方 → 特定健康診査

今までの基本健康診査が、内臓脂肪症候群（いわゆるメタボリックシンドローム）に着目した「特定健康診査」に変わります。

また、「特定健康診査」の実施主体が、これまでの市町村から医療保険者^(注)へ変わりましたので、加入している医療保険の種類ごとに、受診方法が異なります。

注) 医療保険者とは、市町村国民健康保険、政府管掌保険（社会保険）、健康保険組合、共済組合などを指します。（保険証であなたの医療保険者を確認できます。）

【受診方法】

加入している医療保険者から「受診券」が送付されますので、受診する際には、保険証と一緒に、忘れずにお持ちください。（受診券がないと受診できませんので、ご注意ください。）

なお、自己負担額は、受診券に記載のある金額となります。

●国保の方 → 本宮市が「受診券」を交付します。（市から個人あてに送付いたします。）
市の実施する総合検診（集団検診）を受診するか、市と契約する医療機関で受診（個別検診）してください。

●国保以外の方 → 加入している医療保険者が「受診券」を交付します。
それぞれの医療保険者が契約する医療機関で受診するか、市の実施する集団検診を受診してください。国保以外の方の特定健康診査（集団検診）は、10月27日・28日に実施します。
「なお、社会保険等の医療保険加入者の扶養家族となっている方は、扶養している方の勤務先に「受診券」の交付をお問い合わせください。（市からの送付はしません。）」

※満65歳以上の方で、生活機能アンケート結果により該当した方は、加入している医療保険の種類にかかわらず、市が「生活機能検査」を実施します。

75歳以上の方 → 後期高齢者健康診査（満65歳以上で後期高齢者医療の被保険者の方も含みます。）

後期高齢者医療広域連合から委託を受け、市で健康診査を実施します。

また、生活機能アンケート結果により該当した方は、「生活機能検査」を実施します。

【受診方法】

市の総合検診（集団検診）を受診するか、市と契約する医療機関で受診（個別検診）してください。なお、市が3月に実施しました「各種検診意向」の調査で、市の集団検診を受診すると回答した方には、5月上旬に「受診録」をお配りします。（申し込みをされなかった方も受診できますので、保健福祉課へお問い合わせください。）

※「個別検診」受診を希望された方には、「受診録」を後日お配りします。